4　委員会の会合は、英語及びスペイン語で行うものとし、委員会の文書は、これらの言語で作成する。

5　構成国は、別段の決定を行わない限り、議長及び副議長をこの条約の異なる締約国から選出する。議長及び副議長の任期は、一年とし、その後任者が選出されるまでの間在任するものとする。

**第九条**　意思決定

1　別段の定めがある場合を除くほか、前条の規定に基づいて招集される会合における委員会によるすべての決定は、当該会合に出席する委員会の構成国がコンセンサスにより行うものとする。

2　この条約及びその附属書の改正の採択に関する決定並びに第三十条(c)の規定に基づくこの条約への加入の招請は、すべての締約国によるコンセンサスを必要とする。この場合において、会合の議長は、委員会の構成国のすべてに対し、提案された決定に関する意見を表明する機会を与えることを確保する。締約国は、最終的な決定を行うに当たり、これらの意見を考慮する。

3　次の事項に関する決定に関しては、委員会の構成国のすべてによるコンセンサスを必要とする。

(a)　委員会の予算並びに構成国の分担金の形式及び割合の決定に関する採択及び修正

(b)　第七条1(1)に規定する事項

4　2及び3に規定する決定に関し、締約国又は委員会の構成国が、委員会の会合を欠席した場合であって6の規定に基づく通告を送付していないときは、事務局長は、当該締約国又は委員会の構成国に対し、当該会合において行われた決定を通報する。当該締約国又は委員会の構成国によるその通報の受領の後三十日以内に、事務局長が当該締約国又は委員会の構成国からの回答を受領していない場合には、当該締約国又は委員会の構成国は、当該決定に関するコンセンサスに参加したものとみなす。当該締約国又は委員会の構成国がそのような三十日の期間内に当該決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を書面により回答する場合には、当該決定は、効力を生じないものとし、委員会は、できる限り速やかにコンセンサスに達するよう努める。

5　会合に出席しなかった締約国又は委員会の構成国が、4の規定に基づき、事務局長に対し、会合において行われた決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を通告する場合において、当該締約国又は委員会の構成国が同一の事項が議題となる委員会の次回の会合に出席しないときは、当該締約国又は委員会の構成国は、当該同一の事項に関するコンセンサスに反対することができない。

6　委員会の構成国が、当該構成国にとってやむを得ない特別なかつ不測の事態によって委員会の会合に出席することができない場合には、

(a)　可能な場合には会合の開始前に又はできる限り速やかに、事務局長に対し書面によりその旨を通告する。その通告は、受領の確認が当該構成国に対し事務局長により行われた時に効力を生ずる。

(b)　事務局長は、その後できる限り速やかに、当該構成国に対し、会合において1の規定に従って行われたすべての決定を通報する。

(c)　当該構成国は、(b)に規定する通報の三十日以内に、事務局長に対し、これらの決定のうち一又は二以上の決定に関するコンセンサスに参加することができない旨を書面により通告することができる。この場合において、当該一又は二以上の決定は、効力を生じないものとし、委員会は、できる限り速やかにコンセンサスに達するよう努める。

7　この条約に基づいて委員会が採択する決定は、この条約に別段の定めがある場合又は当該決定が行われる時に別段の合意がある場合を除くほか、当該決定についての通報の後四十五日ですべての構成国を拘束する。

**第十条**　委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会

1　委員会は、委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。検討委員会は、委員会の構成国のそれぞれがこの目的のために指名する代表で構成する。代表は、委員会の構成国のそれぞれが適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。

2　検討委員会の任務は、附属書三に掲げる。

3　検討委員会は、任務の遂行に当たり、適当な場合には、及び委員会の承認を得て、協議の対象となる事項について権限を有する他の漁業管理のための機関、技術機関又は科学機関と協議し、及び個々の事例について必要とされる専門家の助言を求めることができる。

4　検討委員会は、コンセンサスによりその報告書及び勧告を採択するよう努力する。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスを達成することができなかった場合には、報告書には、その旨を記載し、並びに多数意見及び少数意見を反映する。また、検討委員会の委員の要請により、報告書の全部又は一部についての当該委員の意見を反映する。

5　検討委員会は、望ましくは委員会の通常会合の際に、少なくとも年一回会合する。

6　検討委員会は、委員会の構成国の少なくとも二の構成国の要請により、追加の会合を招集することができる。ただし、その要請を構成国の過半数が支持することを条件とする。

7　検討委員会は、委員会が採択する手続規則、指針及び指示に従って任務を遂行する。

8　検討委員会の活動を支援するために、委員会の職員は、次のことを行う。

(a)　委員会が定める手続に従い、検討委員会の活動に必要な情報を収集し、及びデータベースを作成すること。

(b)　検討委員会が任務を遂行するために必要と認める統計的な分析を提供すること。

(c)　検討委員会の報告書を作成すること。

(d)　検討委員会の委員にすべての関連する情報（特に(a)に規定する情報）を配布すること。

**第十一条**　科学諮問委員会

1　委員会は、委員会の構成国のそれぞれが指名する各一人の代表で構成する科学諮問委員会を設置する。代表は、科学諮問委員会が権限を有する分野についての適当な資格又は関連する経験を有するものとし、委員会の構成国のそれぞれが適当と認める専門家及び顧問を伴うことができる。

2　委員会は、委員会の活動に関連する事項について、認められた科学的な経験を有する機関又は個人を、科学諮問委員会の活動に参加するよう招請することができる。

3　科学諮問委員会の任務は、附属書四に掲げる。

4　科学諮問委員会は、望ましくは委員会の会合に先立ち、少なくとも年一回会合する。

5　科学諮問委員会は、委員会の構成国の少なくとも二の構成国の要請により、追加の会合を招集することができる。ただし、その要請を構成国の過半数が支持することを条件とする。

6　事務局長は、科学諮問委員会の議長を務めるものとし、又は委員会の承認を条件として、その任務の遂行を委任することができる。

7　科学諮問委員会は、コンセンサスによりその報告書及び勧告を採択するよう努力する。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスを達成することができなかった場合には、報告書には、その旨を記載し、並びに多数意見及び少数意見を反映する。また、科学諮問委員会の委員の要請により、報告書の全部又は一部についての当該委員の意見を反映する。

**第十二条**　運営

1　委員会は、委員会が採択する手続規則に従い、及び同規則に定める基準を考慮して、事務局長を任命する。事務局長については、この条約の対象となる分野、特に運営、科学及び技術の側面について有能であり、かつ、このことが一般的に認められており、並びに委員会に対して責任を負う者とするものとし、また、委員会がその裁量により解任することができる者とする。事務局長の任期は、四年とするものとし、事務局長は、委員会が決定する回数において再任されることができる。

2　事務局長の任務は、次のとおりとする。

(a)　委員会の調査計画を作成すること。

(b)　委員会の予算見積書を作成すること。

(c)　委員会が承認する活動計画及び委員会の予算の実施のための資金の支出を許可し、並びにそのために用いる資金の経理を行うこと。

(d)　委員会が採択する手続規則に従い、委員会の任務の遂行に必要な運営、科学、技術その他の分野に従事する職員を任命し、解任し、及び指揮すること。

(e)　委員会の任務の効率的な遂行のために適当な場合には、(d)の規定に従い、科学的調査のための調整官を任命すること。当該調整官は、事務局長の監督の下で任務を遂行するものとし、事務局長は、当該調整官に対し事務局長が適当と認める任務及び責任を課する。

(f)　委員会が任務を遂行するために必要な場合であって、適当なときは、他の機関又は個人との協力について取り決めること。

(g)　事務局長が協力について取り決めた機関又は個人の活動と、委員会の活動を協調させること。